

## (16) 有益費と離作料

田代 もう一つ、稲本先生にうかがいたいのが、増価額という形で有益費が具体的に観念されてくると、有益費と離作料とが、農民の観念の中で混同されてくるといふか、接近してくる可能性はどうか。

稲本 まず(1)の地価差から出してくるということになると、ふたたび入ってくる可能性はあるだろう。第2に、有益費と離作料とは違う。有益費なら合理的な諸要素単価から計算できるべきものだ。ところが離作料というのは、常に市場の中からしかつかめない。または特定の事例から、個別事情としてしか出てこない。そういう非合理的なものは一切排除するというのだとすれば、有益費の算定方式が井勘定的なものになれば、その意味でも入ってくる。だから地価差でいってもだめだし、計算方式でもまた入ってしまう可能性がある。この二つは注意したほうがいい。

石井 耕作目的の作離れ料というのは、もともと離作に伴うところの得べかりし利益の補償ということであったから、得べかりし利益という点でいえば農業収益に根っこをもっていたといえる。離作料というのは、そこを基礎にしていた。

そのような作離れ料を基礎に農地改革とその後の耕作権保護が離作料を大きくひろげたし、その得べかりし利益の基礎には小作人による善管理とか堆厩肥の投入とか多少の改良とかの反映も入っていたはずだ。しかし地価が農業収益還元地価であるかぎりには離作料は僅かだったし、農業収益還元地価と小作人の改良による収益増加分を含むうべかりし利益の補償としての作離れ料の間に一定の割合があるとみなす慣行ができてもおかしくないし、問題もなかった。

しかし転用の影響で地価だけが上昇していったときに、その割合なるものが生き続けると、離作料というのは、えたいの知れないものになっていく。小作人による改良補償と耕作による得べかりし利益の補償という面を反映するかぎりでは、実際に割合は下がる傾向をもつけれども、しかし、割合が割合として一応定着していたかぎりでは、割合で計算される離作料がどんどん上がってしまった。そして大問題にな

ってしまったということである。

とまれ、昔の作離れ料を頭においていう時、もともとの根っこのところでは、有益費償還と作離れ料とがまったく無関係だったかどうかとなると、一定の関連がなかったとはいきれないと私は思う。

稲本 石井さんのおっしゃるとおりで、地価の上昇があまりなかったところに離作料といわれたものは、有益費を反映していただろうと思う。そのみによって形成されたというとまちがいかもしれないけれども。

田代 その限りでは、こういうことになったとしても、その背後に一定の合理的な考え方はあるわけだけれども、そこが短絡して、イコールとしてとらえられる危険性は、大丈夫でしょうかというのが、私の質問だった。

稲本 その両者をあらためて区別して、離作料はとれませんよといったのは、利用増進法でしょう。利用増進だと更新という問題は、実際上はあるかもしれないけれども、理論上ないことだから、離作料は否定してよい。離作料の帰属自体が、たとえば道路敷地の用地買収みたいなものをとらえたときには、非常にはっきりした形で出てくるけれども、利用増進の制度全体からいっても、地価上昇分の一部をくれというようなことは、出にくいのはたしかだ。

入沢 離作料の場合に、生活権みたいな性格をもってきているのではないか。要するに純粹の農業が行われているところでは、離作料の根っこに収益があるということはいえるかもしれないけれども、いま国有農地の市街化区域なんかの離作料は、べらぼうだね。極端な例を比較すると、議論できないけれども……。

梶井 根っこに共通性があるというのは、どういう意味か。前の離作料だと、土地改良法とかそういうものと、無関係なものがあるでしょう。

石井 異なる要素はあるけれども、共通の要素も或は容易には分離できない一定のかかわりもあったのではないか。

梶井 無関係の場合にもあるということか。

田代 たとえば鍬下年期みたいな考え方もそうだし、田んぼを10年、20年、きち

つと管理しましたというようなものも、入っているのではないか。

**梶井** それは良耕作というやつ？

**田代** 良耕作プラスアルファ……。

**梶井** そういうものが離作料を形成したというのは、よくわからない。前の農地法だって、離作料義務は当然だと考えていたわけじゃないでしょう。実態的に、ああいうふうな小作の保護規定のもとで形成されたというだけの話であって、良耕作だとか土地改良とは無関係に、離作料というのはできてきた。

**稲本** そういう考え方はあるけれども、長野県茅野の近くの農村では、戦争中労力不足でいままでの自作農が、自作農地を管理してもらうために、あらためて頼んで作ってもらっていたようだ。それが残存小作地的なものになってきている。そこでの離作料意識というのは、まさに自分たちが管理してここまでやってきたということで、代わって供出までしてやるとか、いろんなことがある。そういうことの積み重なりが、そこでの高率の離作料をもたらした。

**石井** 大正時代にも、昭和の戦前期でもそうだけれども、善管理とか土地をよくしたとか、そういうことと関連した作離れ料というのはあったということである。

**島本** とりわけ昭和35年以降の地価上昇過程で、4割、5割という話は、まさに改良投資とは無関係だけれども、戦前のものを含めてみれば、あるいは干拓地などにおける小作権の形成をながめてみると、改良投資と無関係に、独自に自然に発生したというふうにはいえない。

**梶井** たとえば新潟なんかの、農民運動過程でつくられた制取小作権といわれるものはどうか。

**島本** それはそのあとに出てくる。その前に、改良投資から発生する慣行小作権というのがあるわけで、その上に農民運動が大正時代から重なって、そこで出てくるわけでしょう。戦後その上にさらに農地法制の中で出てくる。分裂したものはなくて、そういう流れの中にあると思う。だから過去に、改良投資と小作料は無関係ではなかったのではないか……。

中江 慣行小作権はそういう感じだけれども、本来の涙金というのは……。

島本 それはまた違う。

田代 生活保障だ。

中江 滞納1年分の小作料、あるいは最後の作離れするときの小作料を、免除してやるというところからスタートしている。

梶井 小作権というやつと作離れ料というのは必ずしもイコールではないと思う。

玉井 戦前の鍬先料などといわれるものは、どちらかというところ、利用管理に対する地主の恩恵的給付みたいなものではないか。要するに、おまえ、よくやってくれたということで、取上げるときに、なんぼかの金をくれてやっていた。

#### (17) 小作料差額と残存収益計算

梶井 さて、(2)と(3)だけれども、これはどうも違うような気がする。(2)は、最低増価額をこれでおさえようということでしょう、考え方の問題としていえば。

田代 最低というか、むしろ平均的なところではないか、3%、5%を考えたということ。

玉井 小作料の差があることが前提になる。そして小作料でやったとき、その中身はなんだといったら、こういうものから構成されているという説明ではないか。したがって額が少なければ、まず純収益のほうが現実にはだんだん落ちていくということであり、へたをすれば、投資額を割る場合だってあるかもしれないということではないか。

梶井 逆に、小作料の差額とイコールになるべきだということできくと、小作料の差額を資本還元した場合には、耐用年数というものは入ってこない……。

島本 だからそれは還元でなく、現価方式でやろう……。

玉井 年金現価と資本還元と、2方式になっている。

梶井 小作料の差額を？

島本 耐用年数のある改良にあっては、年金現価方式によって求めることが妥当